

第14号議案

蒲郡市遺児手当支給条例の一部改正について

蒲郡市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

児童扶養手当法及び愛知県遺児手当支給規則の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

蒲郡市遺児手当支給条例（昭和48年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 母が婚姻によらないで懐胎した者

第2条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者（当該命令を受けた父又は母に監護される者を除く。）

第3条第1項ただし書中「7月」を「10月」に改める。

第6条第2項中「3月及び9月にそれぞれその月」を「1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に、それぞれの前月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定及び次項の規定は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の蒲郡市遺児手当支給条例第6条第2項の規定に基づいて支払われた平成31年9月分の蒲郡市遺児手当は、改正後の蒲郡市遺児手当支給条例の規定による同月分の蒲郡市遺児手当とみなす。